



第4号様式

流コ第437号
令和6年2月16日

(宛先) 流山市監査委員

流山市長 井崎 義治



監査結果に基づき講じた措置について（通知）

令和6年2月15日付け、流監第133号で報告のあった監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により別紙のとおり通知します。

措置事項報告書

報告年月日・番号	令和6年2月15日・流監第 133号		
監査の種類別	定期監査・行政監査		
部 課 等 名	区分	指摘事項等	措置事項
市民生活部コミュニティ課	指摘	<p>随意契約に際しては、予算執行伺書（A）の決裁を受けて業者を選定し、見積書を徴すべきところ、決裁前に見積書を徴取していた。流山市財務規則及び流山市契約事務取扱要領（平成4年12月18日制定）等に基づく適正な契約事務を執行されたい。</p>	<p>「予算執行伺書手続きを伴う随意契約事務処理の流れ」について、契約事務関連資料を用いた上で、課内周知の徹底を図り、流山市財務規則及び流山市契約事務取扱要領に基づく適切な契約事務が執行されるよう再発防止策を講じた。</p>

- 1 措置事項については、監査結果に基づき、又は監査の結果を参考として措置を講じた事項を記入すること。
- 2 区分については、指摘事項又は、検討・要望事項等の監査委員意見の区分を記入すること。表示は、「指摘」又は「意見」とする。